

議常第13号に関する説明資料

1 許可申請の法的根拠

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場、ごみ焼却場などやその他政令で定める処理施設*の用途に供する建築物を新築又は増築する際は、

- (1) 都市計画においてその敷地の位置が決定している場合
- (2) 特定行政庁（徳島市長）が県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市である場合にあっては、市都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合
- (3) 政令で定められた規模の範囲内の場合

に建築できることになっている。

今回、申請者は、近年、創業時には想定していなかった急速な超高齢社会に突入することとなり、医療・福祉施設等の事業者から排出される医療系廃棄物も比例して増加していること並びに平成26年に周囲の土地関係者と土地境界（及び道路区域、水路区域）が確定したことから上記(2)により平成20年に許可を得た敷地を整理するとともに現在利用している敷地の東側及び西側に敷地を拡張し、廃棄物の受け入れなどを行う倉庫を増築するもので、既存処理施設と一体で使用するため処理施設の用途に供する建築物に該当し、増築に伴う敷地拡張は敷地の位置の変更にあたるため、都市計画審議会の議を経ようとするものである。

なお、その他政令で定める処理施設*とは、建築基準法施行令第130条の2の2により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く）や同施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設が該当し、当施設は、ごみ焼却場並びに同施行令第7条第3号、第8号、第13号の2に該当する焼却施設である。

[参考資料]

建築基準法（抜粋）

【卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置】

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令※¹で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

◆政令※1 [位置の制限を受ける処理施設] 政令第130条の2の2

建築基準法施行令（抜粋）

【位置の制限を受ける処理施設】

第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)
- 二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)
- イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設
- ロ (略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

【一般廃棄物処理施設】

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上)のごみ処理施設とする。

2 (略)

【産業廃棄物処理施設】

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。
(1, 2, 4～7, 9～13, 14 (略))

3 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 一日当たりの処理能力が5㎡を超えるもの
- ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
- ハ 火格子面積が2㎡以上のもの

8 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの
- ロ 火格子面積が2㎡以上のもの

13の2 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
- ロ 火格子面積が2㎡以上のもの

2 申請の内容

(1) 申請者

氏 名 岸 小三郎(四国メディカルトリートメントセンター)

住 所 徳島市不動東町3丁目902番地の2

(2) 申請場所及び申請建物等の概要

① 申請場所

徳島市不動本町3丁目1647番1、1647番2、1654番1の一部

② 区域区分

市街化調整区域

③ 敷地面積

1,957.01 m² (現在: 1,113.28 m²)

④ 建物用途及び床面積等

建物用途	既存部分			計画(増築)部分			計
	階数	建物高さ	延べ面積	階数	建物高さ	延べ面積	
[東棟] 廃棄物搬入兼倉庫	4階	14.80m	330.89 m ²	2階	9.00m	374.12 m ²	705.01 m ²
[西棟] 廃棄物搬入兼倉庫	2階	9.88m	247.28 m ²	1階	9.88m	271.25 m ²	518.53 m ²
合 計			578.17 m ²			645.37 m ²	1,223.54 m ²

増築部に受け入れる廃棄物の品目

[東棟]: 医療系廃棄物(産業廃棄物)、感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)

[西棟]: 医療系廃棄物(産業廃棄物)、感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)

3 施設概要(廃棄物処理法での位置付け)

(1) 産業廃棄物処理施設

施設の種類の	廃棄物処理法施行令第7条第3号、第8号、第13号の2に掲げる焼却施設
処理する産業廃棄物の種類 (16種類)	[処理する産業廃棄物の種類] 医療系廃棄物、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、繊維くず、木くず、污泥、動物の死体、動植物性残さ、動物系固型不要物、令第2条13号に規定する廃棄物、動物のふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ [処理する特別管理産業廃棄物の種類] 感染性産業廃棄物

(2) 一般廃棄物処理施設

施設の種類の	廃棄物処理法施行令第5条第1項に掲げる焼却施設
処理する一般廃棄物の種類	混合ごみ(可燃ごみ、肉骨粉、動物の死体、医療系廃棄物)

4 既存処理施設の変遷

(1) 廃棄物関係の許可取得状況

- ① [廃]:産業廃棄物処理施設設置許可 (平成 13 年 3 月 30 日)
※ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う焼却炉の更新
- ② [建]:建築許可 (平成 13 年 10 月 1 日)
- ③ [廃]:一般廃棄物処理施設設置許可 (平成 15 年 7 月 28 日)
- ④ [廃]:一般廃棄物処理業許可 (平成 15 年 8 月 8 日)
- ⑤ [建]:建築許可 (平成 20 年 7 月 17 日)
- ⑥ [廃]:産業廃棄物処理施設変更許可(焼却能力の変更) (平成 20 年 7 月 28 日)
[廃]:一般廃棄物処理施設変更許可(焼却能力の変更) (平成 20 年 7 月 28 日)
※処理能力(30 トン/日)⇒60 トン/日に変更
- ⑦ [廃]:産業廃棄物処分業許可(5 年毎の更新) (平成 27 年 7 月 10 日)
※許可の有効期限:平成 32 年 5 月 30 日まで
- ⑧ [廃]:一般廃棄物処理業許可(2 年毎の更新) (平成 29 年 7 月 13 日)
※許可の有効期限:平成 31 年 8 月 7 日まで
- ⑨ [廃]:特別管理産業廃棄物処分業許可(5 年毎の更新) (平成 30 年 8 月 22 日)
※許可の有効期限:平成 35 年 7 月 25 日まで

凡 例

[建]: 建築基準法第 51 条に基づく許可

[廃]: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可

5 受け入れ先(排出事業者)

医療機関(病院、歯科、大学など)、老人保健施設、医療研究機関、動物病院など

6 処理後の処分先

(1) 焼却灰(焼却炉本体より排出)

最終処分場 一般社団法人徳島県環境整備公社
徳島東部処分場 (徳島県板野郡松茂町)
株式会社明和クリーン (徳島県三好市山城町)

(2) 集じん灰(ガス冷却室及びバグフィルタより排出)

最終処分場 一般社団法人徳島県環境整備公社
徳島東部処分場 (徳島県板野郡松茂町)
株式会社明和クリーン (徳島県三好市山城町)

7 施設の運転管理体制

(1) 年間稼働日数 295日

(2) 作業時間 24時間

(3) 廃棄物の搬出入

① 搬入

産業廃棄物、一般廃棄物とも自社の収集運搬車により、原則、午前8時から午後5時の間に搬入している。

② 搬出

焼却に伴う焼却灰及び集じん灰を自社並びに契約業者(最終処分先である(株)明和クリーン)の運搬車により、午前8時から午後6時の間に随時搬出している。

(4) 人 員 8名の体制で施設を稼働

(5) 施設管理

定期点検を毎月1回実施し、事務所内に備え付けた処理に関する記録簿、マニフェストなどにより管理している。

なお、当施設は、産業廃棄物の処理に関し、高い遵法性意識を持って適切な処理を行い、地球温暖化などの環境問題に積極的に取り組む優良な業者を明らかにする「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」において、遵法性、情報公開性、安定的な事業継続のための経理的基礎に適合する「優良廃棄物処理業者」として県内の特別管理産業廃棄物の処理する施設の中で唯一県から認定を受けた事業者である。

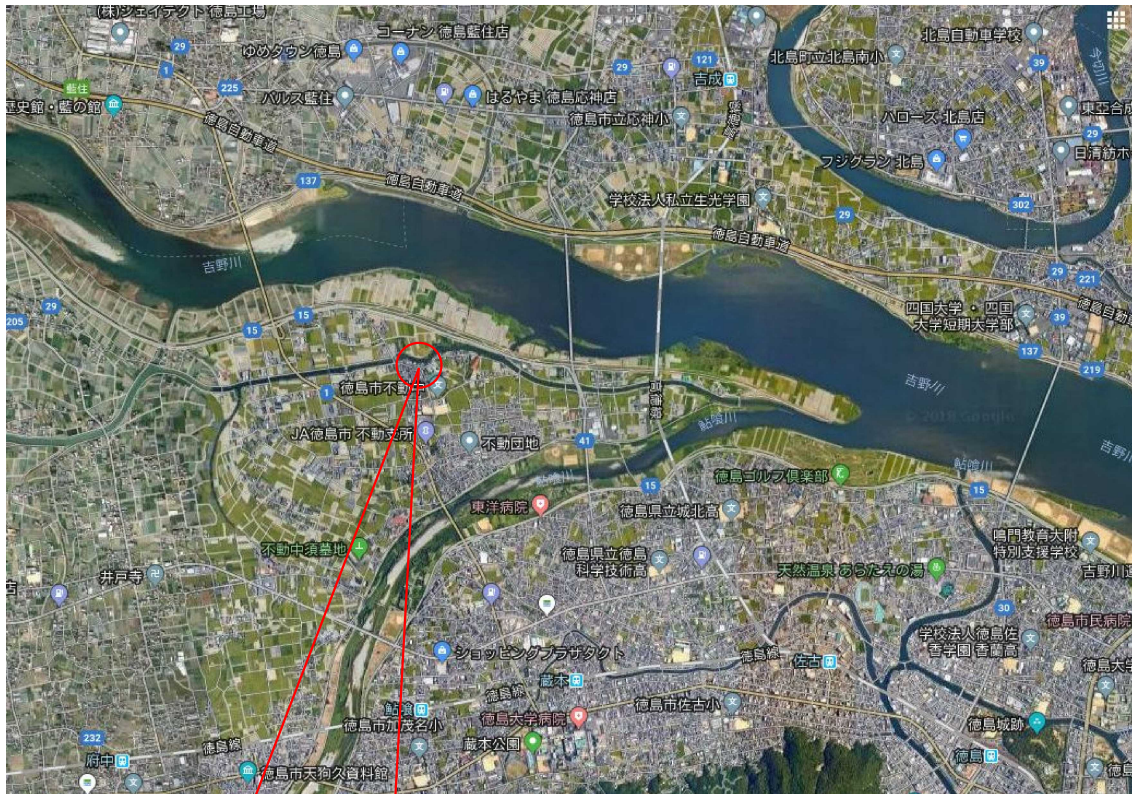
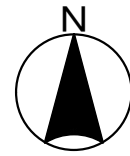
(6) 既存施設測定結果

性能試験結果一覧(平成29年12月22日測定)

項 目	基準値	自主規制値	測定値	判定
排ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³)	5.0以下	3.0以下	0.061	適
焼却灰中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/g)	3.0以下	3.0以下	0.070	適
処理灰中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/g)	3.0以下	3.0以下	0.160	適

※基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく

位置図



〔凡 例〕

現在の利用敷地

拡張予定の敷地



飯尾川対岸より撮影



⑤



自社収集運搬車



拡張予定の敷地

④



拡張予定の敷地

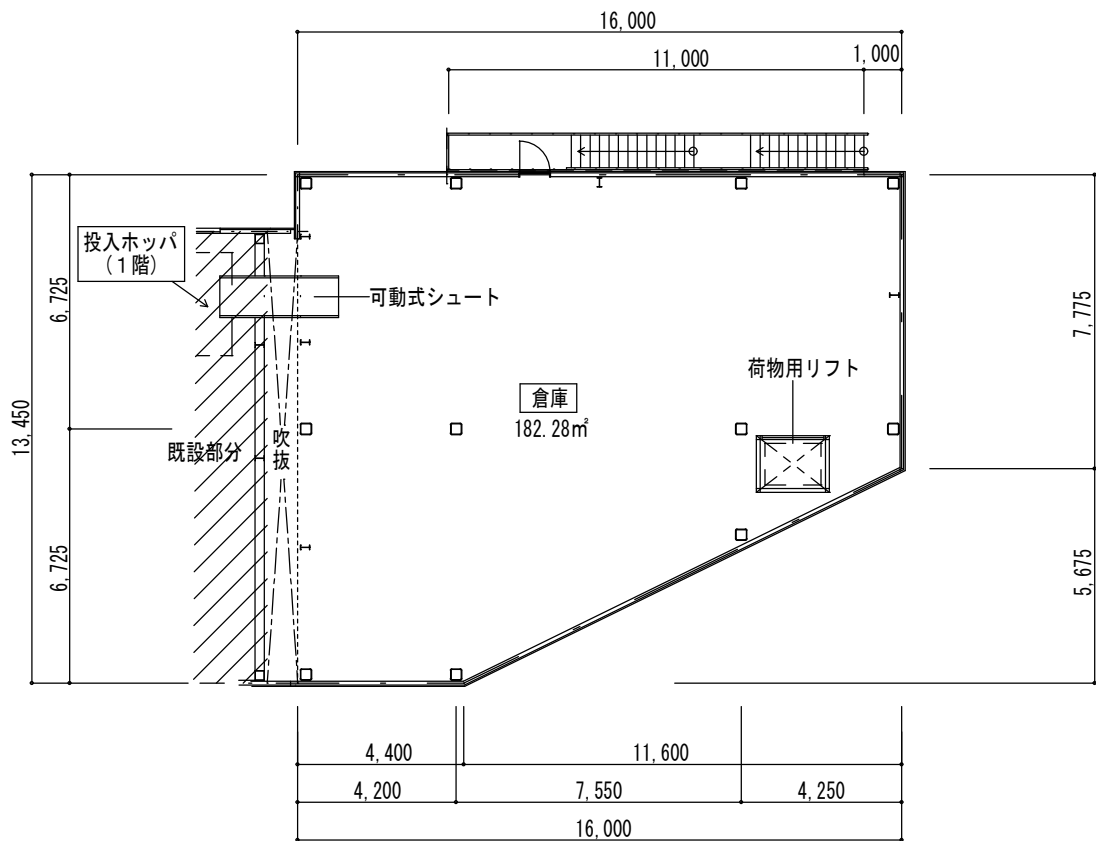
①



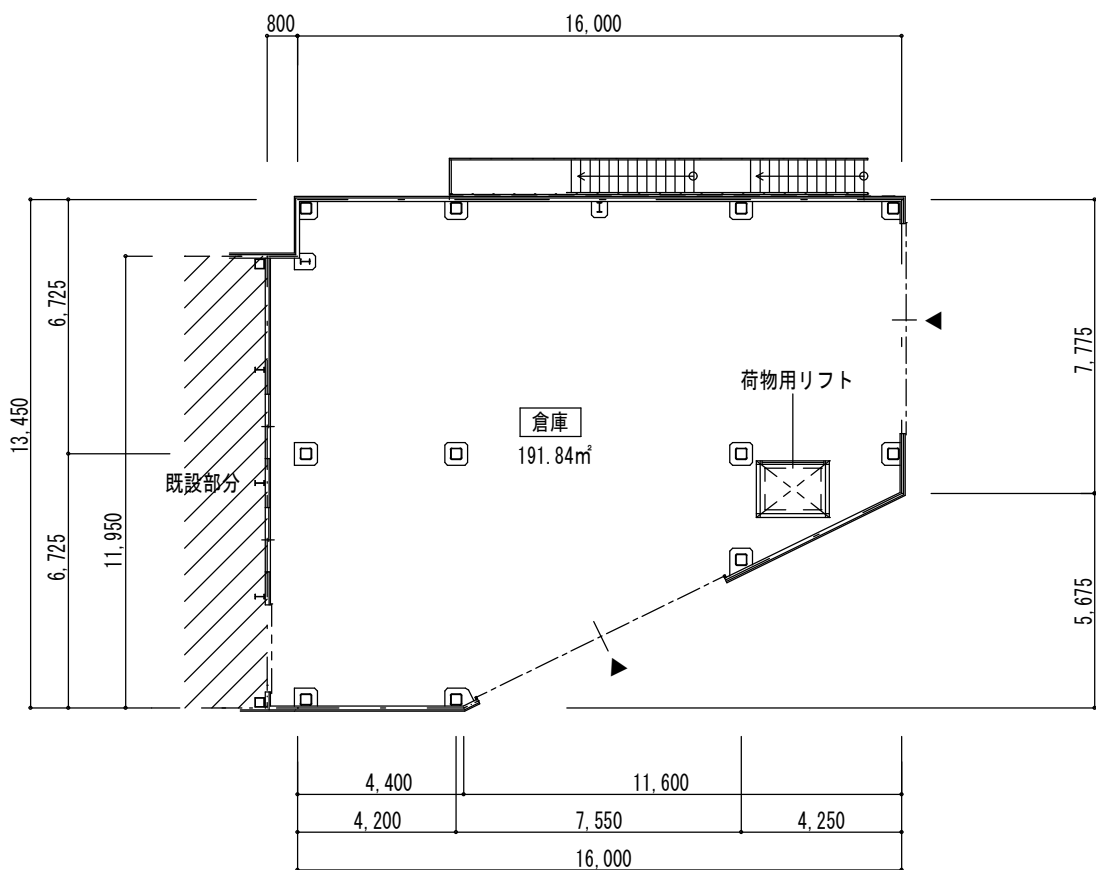
②



③

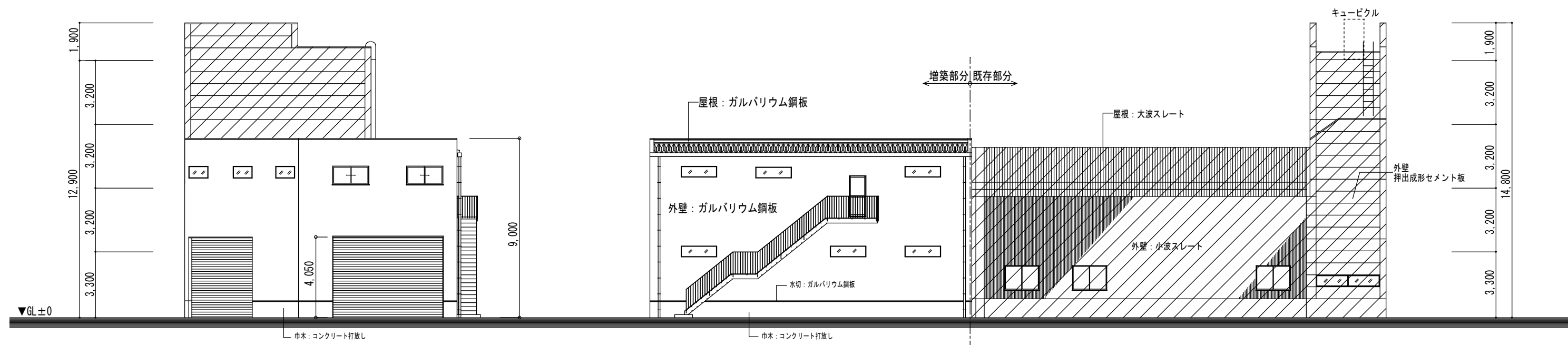


2 階 平 面 図 縮尺 1 : 2 0 0



1 階 平 面 図 縮尺 1 : 2 0 0

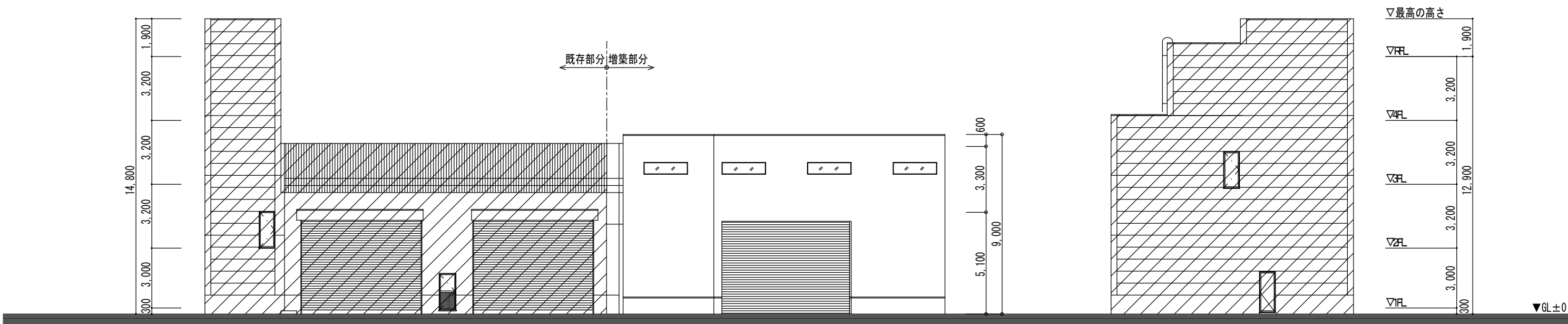
東 棟



東面立面図 縮尺 1:200

北面立面図 縮尺 1:200

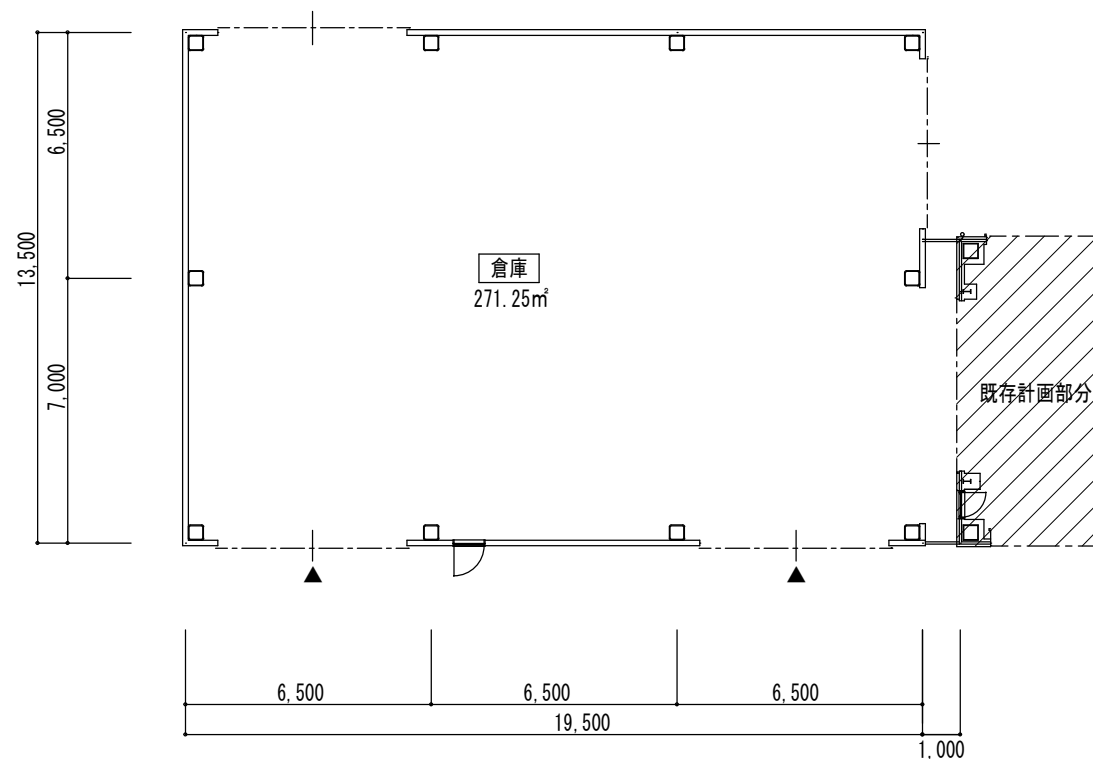
既存部分



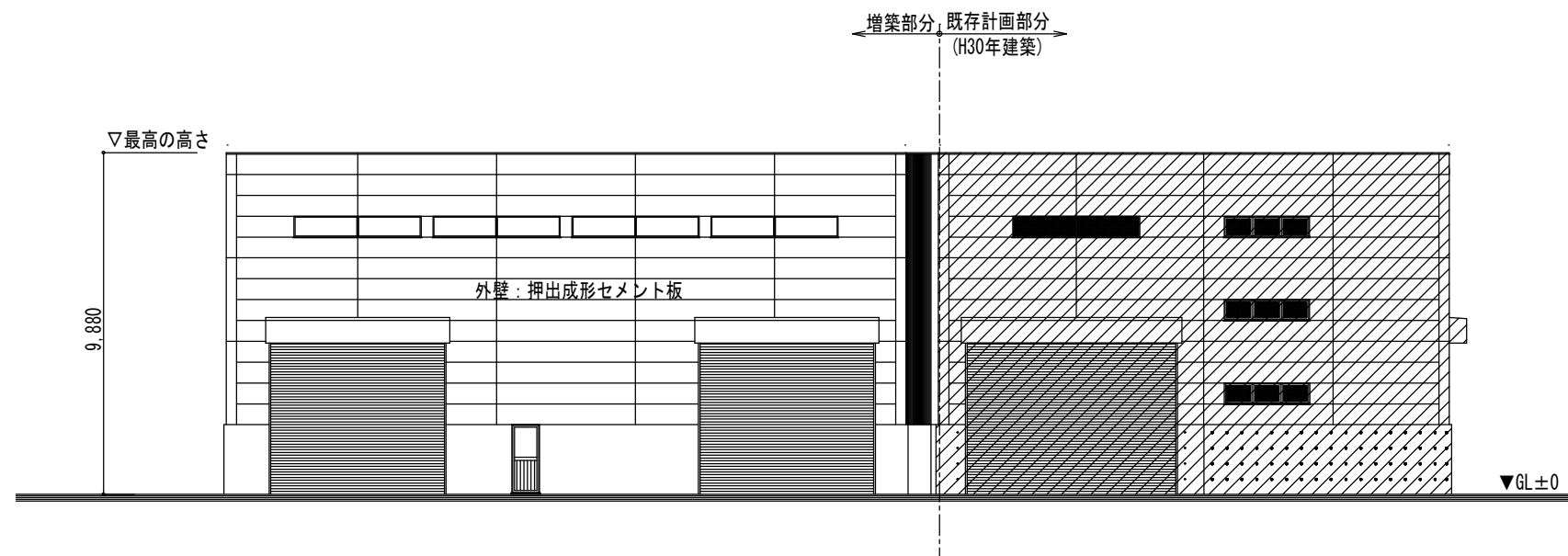
南面立面図 縮尺 1:200

西面立面図 縮尺 1:200

西 棟

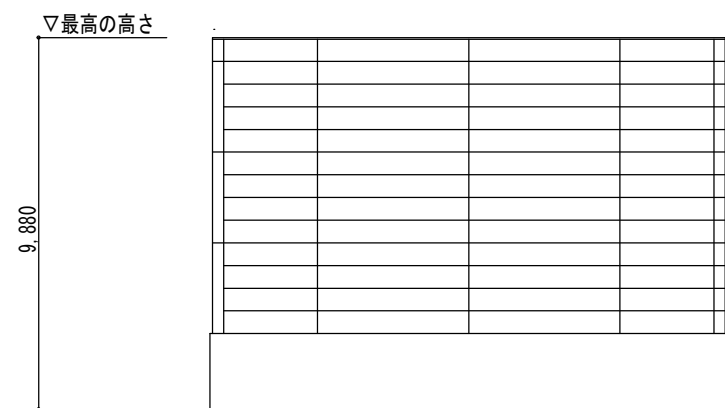


平面図 縮尺 1:200

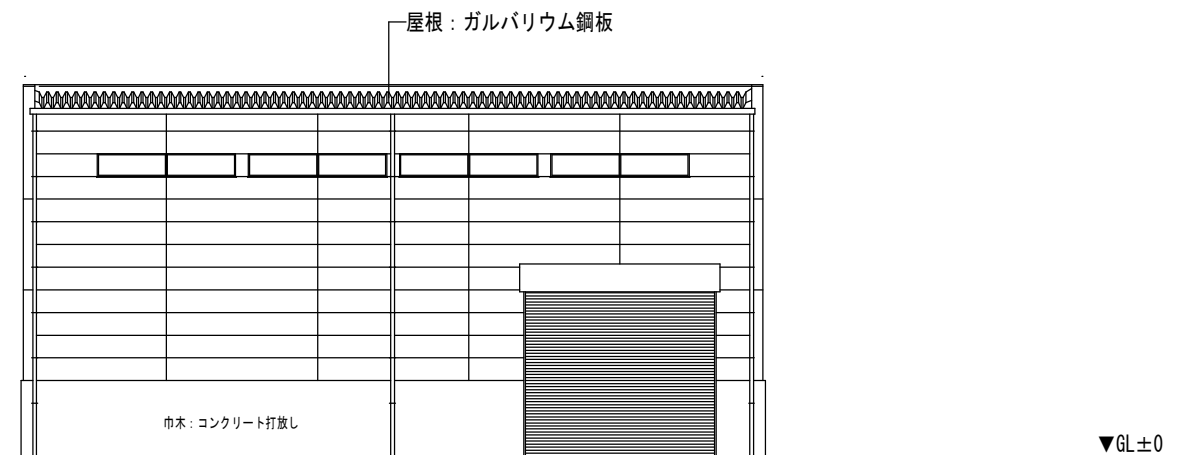


南面立面図 縮尺 1:200

既存計画部分



西面立面図 縮尺 1:200



北面立面図 縮尺 1:200